

台風等荒天時の対応について（26.06.15改訂）

1. 鎌倉市または居住地域への、次の警報の発令を判断基準とする

- ① 特別警報（「レベル5大雨特別警報」「レベル5土砂災害特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」）のいずれか
- ② 危険警報（「レベル4大雨危険警報」「レベル4土砂災害危険警報」）のいずれか
- ③ 「レベル3土砂災害警報」
- ④ 「暴風警報」「レベル3大雨警報」の両方
- ⑤ 「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれか

2. 登校前、1. ①～⑤の発令状況を確認し、次のとおり対応する。

【1】 午前6：30時点	鎌倉市または居住地域に①～⑤のいずれかが発令されている場合	自宅待機
【2】 午前8：30時点	【1】で発令されていた警報等がすべて解除されている場合	3校時より平常授業 (10：40～SHR)
	【1】で発令されていた警報等のうち鎌倉市が解除されている場合	3校時より平常授業 (10：40～SHR) ※ただし居住地域の警報が継続している生徒は自宅待機
	【1】で発令されていた警報等が継続して発令されている場合 ※居住地域が解除され、鎌倉市の警報が継続している場合も含む	自宅待機
【3】 午前11：00時点	【1】で発令されていた警報等がすべて解除されている場合	5校時より平常授業 (13：15～SHR)
	【1】で発令されていた警報等のうち鎌倉市が解除されている場合	5校時より平常授業 (13：15～SHR) ※ただし居住地域の警報が継続している生徒は自宅待機
	【1】で発令されていた警報等が継続して発令されている場合	休校

※ 警報等の発令が解除されても、自宅周辺の局地的な異常気象や交通障害等により、通学の安全が確保されないと保護者が判断する場合には自宅待機とする。この場合、出欠席の取扱いは、事後に事情を確認して判断する。

※ 警報等の発令が解除されて登校する際は、安全に十分注意し、決して無理をしない。

3. 登校後に1. ①～⑤の発令が確認された場合、または天候の急変が予想される場合には、気象情報や各地の状況に応じて、安全に留意して下校させる。**4. 備考**

- ・ 上記原則によらず、例外的な指示をする場合は、“すぐーる”の送信を行う
- ・ 警報の発令時刻は気象庁発表に基づくものとする (<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>)